

会

議

午前10時 0分開議

議長（大黒孝行君） おはようございます。

出席議員が定足数に達しておりますので、会議は成立いたしました。

直ちに本日の会議を開きます。

議長（大黒孝行君） ここで報告の件がありますので、局長補佐をして朗読いたさせます。

局長補佐（鈴木邦明君） 朗読いたします。

発議第6号。

平成23年12月20日。

下田市議会議長、大黒孝行様。

議会改革特別委員会の設置について。

下田市における議会改革に関する総合的な調査研究を行うことを目的とする特別委員会の設置を別紙のとおり、会議規則第14条の規定により提出いたします。

なお、提出者、賛成者の敬称は省略させていただきます。

提出者、下田市議会議員 伊藤英雄。賛成者、下田市議会議員 岸山久志、同じく小泉孝敬、同じく沢登英信、同じく藤井六一、同じく大川敏雄、同じく鈴木 敬、同じく土屋 忍。

以上でございます。

議長（大黒孝行君） ただいまより議会運営委員会を第1委員会室で開催いたしますので、委員の方はお集まりください。

ここで暫時休憩をいたします。

午前10時 2分休憩

午前10時 6分再開

議長（大黒孝行君） 休憩を閉じ会議を再開いたします。

本日、下田市議会会議規則第14条の規定に基づき、伊藤英雄議員より提出されました発議第6号 議会改革特別委員会の設置について、議案の追加申し出があります。

この際、発議第6号を日程に追加し、議題とすることにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（大黒孝行君） ご異議はないものと認めます。

お諮りいたします。

発議第6号を日程第1の次に追加し、ただいま配付をいたしました議事日程のとおりとすることに異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（大黒孝行君） ご異議はないものと認めます。

よって、発議第6号はただいま配付をいたしました議事日程のとおり追加することに決定いたしました。

委員長報告・質疑・討論・採決

議長（大黒孝行君） 次は、日程により、過日それぞれの常任委員会に付託をいたしました議第49号 下田市旧澤村邸条例の制定について、議第50号 下田市暴力団排除条例の制定について、議第51号 下田市の市長選挙記号式投票に関する条例を廃止する条例の制定について、議第52号 用品調達基金の設置、管理及び処分に関する条例を廃止する条例の制定について、議第53号 下田市附属機関設置条例の一部を改正する条例の制定について、議第54号 下田市特別職の職員で非常勤の者の報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例の制定について、議第55号 下田市税賦課徴収条例等の一部を改正する条例の制定について、議第56号 下田市総合福祉会館の設置及び管理に関する条例及び下田市高齢者生きがいプラザ条例の一部を改正する条例の制定について、議第57号 下田市災害弔慰金の支給等に関する条例の一部を改正する条例の制定について、議第58号 下田市漁港管理条例の一部を改正する条例の制定について、議第59号 下田市道路占用料等徴収条例の一部を改正する条例の制定について、議第60号 下田駅前広場等の占用及び占用料徴収条例の一部を改正する条例の制定について、議第61号 下田市海岸保全区域管理条例の一部を改正する条例の制定について、議第62号 下田市普通河川条例の一部を改正する条例の制定について、議第63号 下田市消防団員等公務災害補償条例の一部を改正する条例の制定について、議第64号 平成23年度下田市一般会計補正予算（第6号）、議第65号 平成23年度下田市稲梓財産区特別会計補正予算（第2号）、議第66号 平成23年度下田市国民健康保険事業特別会計補正予算（第3号）、議第67号 平成23年度下田市介護保険特別会計補正予算（第2号）、議第68号 平成23年度下田市後期高齢者医療特別会計補正予算（第2号）、議第69号 平成23年度下田市集落排水事業特別会計補正予算（第2号）、議第70号 平成23年度下田市下水道事業特別会

計補正予算（第2号）、議第71号 平成23年度下田市水道事業会計補正予算（第3号）、議第72号 下田市職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の制定について、議第73号 平成23年度下田市一般会計補正予算（第7号）、議第74号 平成23年度下田市国民健康保険事業特別会計補正予算（第4号）、議第75号 平成23年度下田市介護保険特別会計補正予算（第3号）、議第76号 平成23年度下田市下水道事業特別会計補正予算（第3号）、議第77号 平成23年度下田市水道事業会計補正予算（第4号）、以上29件を一括議題といたします。

これより各常任委員長から所管の委員会における審査の経過と結果について報告を求めます。

まず、産業厚生委員長、岸山久志君の報告を求めます。

6番。

〔産業厚生常任委員長 岸山久志君登壇〕

産業厚生常任委員長（岸山久志君） おはようございます。

産業厚生常任委員会審査報告書。

本委員会に付託されました議案は審査の結果、次のとおり議決すべきものと決定したので報告します。

記。

1. 議案の名称。

- 1) 議第49号 下田市旧澤村邸条例の制定について。
- 2) 議第58号 下田市漁港管理条例の一部を改正する条例の制定について。
- 3) 議第59号 下田市道路占用料等徴収条例の一部を改正する条例の制定について。
- 4) 議第60号 下田駅前広場等の占用及び占用料徴収条例の一部を改正する条例の制定について。
- 5) 議第61号 下田市海岸保全区域管理条例の一部を改正する条例の制定について。
- 6) 議第62号 下田市普通河川条例の一部を改正する条例の制定について。
- 7) 議第64号 平成23年度下田市一般会計補正予算（第6号）（本委員会付託事項）。
- 8) 議第66号 平成23年度下田市国民健康保険事業特別会計補正予算（第3号）。
- 9) 議第67号 平成23年度下田市介護保険特別会計補正予算（第2号）。
- 10) 議第68号 平成23年度下田市後期高齢者医療特別会計補正予算（第2号）。
- 11) 議第69号 平成23年度下田市集落排水事業特別会計補正予算（第2号）。
- 12) 議第70号 平成23年度下田市下水道事業特別会計補正予算（第2号）。

13) 議第71号 平成23年度下田市水道事業会計補正予算(第3号)。

2. 審査の経過。

12月13日、14日の2日間、第2委員会室において、議案審査のため委員会を開催し、市当局より平山健康増進課長、大川環境対策課長、山田産業振興課長、稲葉観光交流課長、井出建設課長、藤井上下水道課長の出席を求め、それぞれの説明を聴取の上、慎重に審査を行った。

なお、委員会での各委員の質疑等の発言の要旨は会議録記載のとおりである。

3. 決定及びその理由。

1) 議第49号 下田市旧澤村邸条例の制定について。

決定、原案可決。

理由、やむを得ないものと認めた。

2) 議第58号 下田市漁港管理条例の一部を改正する条例の制定について。

決定、修正可決。

理由、条文の見直しを図るため。

3) 議第59号 下田市道路占用料等徴収条例の一部を改正する条例の制定について。

決定、原案可決。

理由、やむを得ないものと認めた。

4) 議第60号 下田駅前広場等の占用及び占用料徴収条例の一部を改正する条例の制定について。

決定、原案可決。

理由、やむを得ないものと認めた。

5) 議第61号 下田市海岸保全区域管理条例の一部を改正する条例の制定について。

決定、原案可決。

理由、やむを得ないものと認めた。

6) 議第62号 下田市普通河川条例の一部を改正する条例の制定について。

決定、原案可決。

理由、やむを得ないものと認めた。

7) 議第64号 平成23年度下田市一般会計補正予算(第6号)(本委員会付託事項)。

決定、原案可決。

理由、やむを得ないものと認めた。

8) 議第66号 平成23年度下田市国民健康保険事業特別会計補正予算(第3号)。

決定、原案可決。

理由、やむを得ないものと認めた。

9) 議第67号 平成23年度下田市介護保険特別会計補正予算(第2号)。

決定、原案可決。

理由、やむを得ないものと認めた。

10) 議第68号 平成23年度下田市後期高齢者医療特別会計補正予算(第2号)。

決定、原案可決。

理由、やむを得ないものと認めた。

11) 議第69号 平成23年度下田市集落排水事業特別会計補正予算(第2号)。

決定、原案可決。

理由、やむを得ないものと認めた。

12) 議第70号 平成23年度下田市下水道事業特別会計補正予算(第2号)。

決定、原案可決。

理由、やむを得ないものと認めた。

13) 議第71号 平成23年度下田市水道事業会計補正予算(第3号)。

決定、原案可決。

理由、やむを得ないものと認めた。

以上です。

議長(大黒孝行君) ただいまの産業厚生委員長の報告に対し、質疑を許します。

14番。

14番(大川敏雄君) 今回の委員長の報告は、議第58号の漁港管理条例の一部改正を修正案で全員で可決したと、こういうことですが、当局原案は訂正の範囲でないんですよね。いわゆる訂正をするという議案はないわけです。ないものを今回修正したと、こういうことですよね。その理由は一体何ですか。

〔産業厚生常任委員長 岸山久志君登壇〕

産業厚生常任委員長(岸山久志君) 15条1項、2項がありまして、1項と関連している事項で2項のほうの修正があったんですが、1項のほうと関連して、調査の結果、1項のほうがおかしいんじゃないかという話が本会議で伊藤議員のほうからありましたので、その辺について精査したところ、やはり市民にとってわかりにくい。わかりやすいふうにしたほうが

いいという形で委員会の意見が統一されまして、今回の修正になかった15条の1項のほうを修正するという形になりました。

議長（大黒孝行君） 14番。

14番（大川敏雄君） この修正について、従前だと、要は審議の中で修正を、いわゆる訂正を申し出た以外のものを修正する場合には、考え方としてはもともとの条例が間違っていると、見にくいと、こういうことですよ。だとすると、いわゆる原案訂正で持ってこいというのが従前の仕様だったんですが、その辺の委員会の審議の過程はどうか。

〔産業厚生常任委員長 岸山久志君登壇〕

産業厚生常任委員長（岸山久志君） そのような審議はございませんでした。

〔「わかりました」と呼ぶ者あり〕

議長（大黒孝行君） ほかに質疑はございませんか。

〔発言する者なし〕

議長（大黒孝行君） これをもって産業厚生委員長に対する質疑を終わります。

次に、総務文教委員長、土屋雄二君の報告を求めます。

4番。

〔総務文教常任委員長 土屋雄二君登壇〕

総務文教常任委員長（土屋雄二君） 総務文教常任委員会審査報告書。

本委員会に付託された議案は審査の結果、次のとおり議決すべきものと決定したので報告します。

記。

1. 議案の名称。

1) 議第50号 下田市暴力団排除条例の制定について。

2) 議第51号 下都市の市長選挙記号式投票に関する条例を廃止する条例の制定について。

3) 議第52号 用品調達基金の設置、管理及び処分に関する条例を廃止する条例の制定について。

4) 議第53号 下都市附属機関設置条例の一部を改正する条例の制定について。

5) 議第54号 下都市特別職の職員で非常勤の者の報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例の制定について。

6) 議第55号 下都市税賦課徴収条例等の一部を改正する条例の制定について。

7) 議第56号 下都市総合福祉会館の設置及び管理に関する条例及び下都市高齢者生きが

いプラザ条例の一部を改正する条例の制定について。

8) 議第57号 下田市災害弔慰金の支給等に関する条例の一部を改正する条例の制定について。

9) 議第63号 下田市消防団員等公務災害補償条例の一部を改正する条例の制定について。

10) 議第64号 平成23年度下田市一般会計補正予算(第6号)(本委員会付託事項)。

11) 議第65号 平成23年度下田市稲梓財産区特別会計補正予算(第2号)。

12) 議第70号 平成23年度下田市下水道事業特別会計補正予算(第2号)(人件費)。

13) 議第71号 平成23年度下田市水道事業会計補正予算(第3号)(人件費)。

14) 議第72号 下田市職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の制定について。

15) 議第73号 平成23年度下田市一般会計補正予算(第7号)。

16) 議第74号 平成23年度下田市国民健康保険事業特別会計補正予算(第4号)(人件費)。

17) 議第75号 平成23年度下田市介護保険特別会計補正予算(第3号)(人件費)。

18) 議第76号 平成23年度下田市下水道事業特別会計補正予算(第3号)(人件費)。

19) 議第77号 平成23年度下田市水道事業会計補正予算(第4号)(人件費)。

20) 請願第2号 下田市議会議員の定数と報酬の削減を求める請願。

2. 審査の経過。

12月13日、14日、15日の3日間、第1委員会室において、議案審査のため委員会を開催し、市当局より、野田教育長、滝内企画財政課長、鈴木総務課長、峯岸市民課長、前田税務課長、鈴木出納室長兼会計管理者、原福祉事務所長、土屋施設整備室長、名高学校教育課長、佐藤生涯学習課長、土屋議会事務局長の出席を求め、それぞれの説明を聴取の上、慎重に審査を行った。

また請願第2号の審査に当たっては12月15日の1日間、中会議室において、審査のため委員会を開催し、参考人として請願者より土屋磯雄氏、山本政喜氏、奥居邦保氏、稲葉直氏の出席を求め参考意見を聴取の上、慎重に審査を行った。

なお、委員会での各委員の質疑等の発言の要旨は会議録記載のとおりである。

3. 決定及びその理由。

1) 議第50号 下田市暴力団排除条例の制定について。

決定、原案可決。

理由、やむを得ないものと認めた。

2) 議第51号 下田市の市長選挙記号式投票に関する条例を廃止する条例の制定について。
決定、原案可決。

理由、やむを得ないものと認めた。

3) 議第52号 用品調達基金の設置、管理及び処分に関する条例を廃止する条例の制定について。

決定、原案可決。

理由、やむを得ないものと認めた。

4) 議第53号 下田市附属機関設置条例の一部を改正する条例の制定について。

決定、原案可決。

理由、やむを得ないものと認めた。

5) 議第54号 下田市特別職の職員で非常勤の者の報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例の制定について。

決定、原案可決。

理由、やむを得ないものと認めた。

6) 議第55号 下田市税賦課徴収条例等の一部を改正する条例の制定について。

決定、原案可決。

理由、やむを得ないものと認めた。

7) 議第56号 下田市総合福祉会館の設置及び管理に関する条例及び下田市高齢者生きがいプラザ条例の一部を改正する条例の制定について。

決定、原案可決。

理由、やむを得ないものと認めた。

8) 議第57号 下田市災害弔慰金の支給等に関する条例の一部を改正する条例の制定について。

決定、原案可決。

理由、やむを得ないものと認めた。

9) 議第63号 下田市消防団員等公務災害補償条例の一部を改正する条例の制定について。

決定、原案可決。

理由、やむを得ないものと認めた。

10) 議第64号 平成23年度下田市一般会計補正予算(第6号)(本委員会付託事項)。

決定、原案可決。

理由、やむを得ないものと認めた。

11) 議第65号 平成23年度下田市稲梓財産区特別会計補正予算(第2号)。

決定、原案可決。

理由、やむを得ないものと認めた。

12) 議第70号 平成23年度下田市下水道事業特別会計補正予算(第2号)(人件費)。

決定、原案可決。

理由、やむを得ないものと認めた。

13) 議第71号 平成23年度下田市水道事業会計補正予算(第3号)(人件費)。

決定、原案可決。

理由、やむを得ないものと認めた。

14) 議第72号 下田市職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の制定について。

決定、原案可決。

理由、やむを得ないものと認めた。

15) 議第73号 平成23年度下田市一般会計補正予算(第7号)。

決定、原案可決。

理由、やむを得ないものと認めた。

16) 議第74号 平成23年度下田市国民健康保険事業特別会計補正予算(第4号)(人件費)。

決定、原案可決。

理由、やむを得ないものと認めた。

17) 議第75号 平成23年度下田市介護保険特別会計補正予算(第3号)(人件費)。

決定、原案可決。

理由、やむを得ないものと認めた。

18) 議第76号 平成23年度下田市下水道事業特別会計補正予算(第3号)(人件費)。

決定、原案可決。

理由、やむを得ないものと認めた。

19) 議第77号 平成23年度下田市水道事業会計補正予算(第4号)(人件費)。

決定、原案可決。

理由、やむを得ないものと認めた。

20) 請願第2号 下田市議会議員の定数と報酬の削減を求める請願。

決定、不採択。

理由、議案定数と報酬を減ずることが真に市民の利益になるとは判断できないため。

以上です。

議長（大黒孝行君） ただいまの総務文教委員長の報告に対し、質疑を許します。

7番。

7番（沢登英信君） 議第50号についてお尋ねをしたいと思います。下田市の暴力団排除条例であります。

やはり、この条例がきちり運用されるためには現状をきちりと把握するということがまず大切ではないかと思うわけです。どのように現状を理解しているのか、どういう議論がされたのか、その点についてお尋ねをしたい。

具体的には、バナナポートや白浜海水浴場の不法営業状態について、暴力団とのかかわりはどうなっているのかという点を本会議の中でも質問した記憶がありますが、その討議がどのようになされたか、そして、この条例の利益供与の禁止であるとか市民に対する支援、第7条についていいますと、市は市民等が暴力団の排除の重要性についての理解を深めることができるよう広報及び啓発を行うんだと、こういうぐあいに記されているわけですが、具体的にどのような広報を行おうとしているのか。また、暴力団を利用してはいけないと。第10条であります。市民は債権の回収、紛争の解決に暴力団を使ってはならん、こう記載されて、当然のことであると思いますが、現状どのような状態で暴力団により債権の回収や紛争にかかわりがあるのか、こういうケースが下田市で実際に行われているのかどうなのか、こういう現状についてまずどのように議論をされ、この条例によってこれらの事象がどのように解決されるということになるのか、このシステムについて、2点目としてお尋ねをしたいと思います。

それから、下田市の附属機関の設置条例の一部を改正する条例でございます。議第53号でございますが、ご案内のように、これは既に先日、第5回まで下田市の新庁舎等建設検討市民会議が持たれて、調査研究されていると思うわけであり。この内容と、今度附属機関を設置して、恐らく同じ内容だと思います。文章からいきますと、下田市の新庁舎と建設基本構想及び基本計画の策定に関し市長に答申する事務をするんだと。屋上屋を重ねるような印象も与えるわけであり。この附属機関の設置と市民会議との関連づけといいますが、関係はどのようなものになるのか、そして、そのことがどのようにこの審議を深め、市民の総意を結集することになるのか、こういう疑問が当然出てこようかと思いますが、こちら辺

の審議がどのようになされ、どのような結論を委員会として出されたのか、お尋ねをしたいと思います。

〔総務文教常任委員長 土屋雄二君登壇〕

総務文教常任委員長（土屋雄二君） 初めの白浜のバナナポート等のという質問なんですけれども、暴力団かどうかというのはなかなかわからないケースもあります。だから、暴力団ではないかと思われる人がそういう利益供与とかの行為をしていたら警察に連絡をしてもらって、警察で対処するという事です。

それで、2つの目の第7条のどのように広報するのだというのは、広報「しもだ」等に掲載して市民に協力を促すという事です。

第10条の暴力団を利用するということなんですけれども、債権の取り立て等というような行為が一番多いんだろうと思いますが、そういうふうに思います。条例ができて今から行っんで、その10条に……。

議長（大黒孝行君） いいですか。休憩しますか。

総務文教常任委員長（土屋雄二君） まだ質問があるから。

市民会議で諮ったことを審議会というのをつくって10人以内の組織で、一つは学識経験者より2名、男女一人ずつ、これは市の退職者、公共団体から推薦者6人、これは伊豆太陽農協、商工会議所、図書協議会会長、区長会会長相当、下田市の社会福祉協議会長、いきいきサポーター会長、それから公募による2名を男女1人ずつ選任して基本構想をまとめるという事です。それを市長に答申する事務。

議長（大黒孝行君） 7番。

7番（沢登英信君） 暴力団排除条例がぜひとも実効性のあるものにしたいと、こういう観点から質問をさせていただいているわけであります。

そうしますと、広報等は何課で担当し、全体の条例の運営は市としてどのような課で運営をすることになるのか。恐らく多課にわたっている問題も出てこようかと思うわけでありませう。執行体制としてどのような仕組みを市としてとられるのか、その点についての議論がされたのかどうか、あわせてお尋ねをしたいと思います。

それから、附属機関の設置のほうでございますが、恐らく私の理解ですと市民会議のほうは場所の設定を主に決めると。こういう市役所としての、あるいは防災施設としての機能も触れないわけではないとは思いますが、主たる問題はどこに新しい庁舎を建設したらいいか、こういうことが主要な議題ではないかと思うわけですが、審議会のほうは基本計画、それも

含めてもっと基本的なことをやるんだと、こういうすみ分けはしているのではないかと思うわけですが、そういう理解でいいのかと。

あるいは、この審議会と市民会議の関係というのは今の答弁でちょっと理解が済みませんでしたので、委員長としてもう少し整理をされて、再度どういう審議がされたのかということをご答弁いただきたいと思います。

〔総務文教常任委員長 土屋雄二君登壇〕

総務文教常任委員長（土屋雄二君） 市民会議で出た結論を審議会委員の会議で諮ると。それをまとめて市長に答申する。場所等もそれに入ります。

それで、暴力団の関係は、市民課が初めにかかわりまして、それにかかわる問題についてはその課に振るといような形です。

議長（大黒孝行君） ほかにございませんか。

6番。

6番（岸山久志君） すみません、沢登議員と関連しますが、50号の暴力団排除条例についてちょっと質問します。

先ほど、9条に利益供与という形が出まして、一般の市民はだれが暴力団かという、そういう判断ができないと思うんです。私は暴力団ですという名刺を持っているとか名札を持っているとかそういうわけじゃないんで、いつの間にか利益供与してしまった、そういうケースはどのように対処するかというような審議があったか、お尋ねします。

それと、しつこくなりますけれども、例の基本理念の中ではありますが、3条の中に暴力団を恐れないことという感情を指定してもいいものかという、そういう審議があったか、お尋ねいたします。

〔総務文教常任委員長 土屋雄二君登壇〕

総務文教常任委員長（土屋雄二君） 利益供与なんですけれども、知らないで供与したらどうするんだと。知らないで供与したら、どうも暴力団らしいとわかったときに通報すると。初めはわからないんだから問題ないわけなんですけれども、どうもつき合っていたらやばそうだというようなときは、そのわかったときにすると。

それで、本会議でもやりましたけれども、基本理念がおかしいんじゃないかと。あくまでも基本理念ですから、そのように解釈するしか方法はないと思います。

議長（大黒孝行君） 6番。

6番（岸山久志君） 利益供与の件なんですけれども、わかった時点で警察に報告するとい

うことなんです、全くわからず最後まで終わってしまったというケースも多々あるんじゃないかと思うんですよ。そのようなケースに対しての審議は行われましたか。

〔総務文教常任委員長 土屋雄二君登壇〕

総務文教常任委員長（土屋雄二君） 最後までわからなかったというのはやむを得ないものです。

議長（大黒孝行君） 6番。

6番（岸山久志君） それは罪に罰せられないということなんですか。

〔総務文教常任委員長 土屋雄二君登壇〕

総務文教常任委員長（土屋雄二君） はい。

議長（大黒孝行君） ほかに質疑はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（大黒孝行君） これをもって総務文教常任委員長に対する質疑を終わります。

以上で、委員長報告と質疑を終わります。

これより各議案について討論、採決を行います。

まず、議第49号 下田市旧澤村邸条例の制定についてを討論に付します。

まず、本案に対する反対意見の発言を許します。

〔発言する者なし〕

議長（大黒孝行君） 討論はないものと認めます。

採決をいたします。本案に対する委員長の報告は原案可決であります。本案は委員長の報告どおり決することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（大黒孝行君） ご異議はないものと認めます。

よって、議第49号 下田市旧澤村邸条例の制定については、委員長の報告のとおり、これを可決することに決定をいたしました。

次に、議第50号 下田市暴力団排除条例の制定についてを討論に付します。

まず、本案に対する反対の意見の発言を許します。

〔発言する者なし〕

議長（大黒孝行君） 討論はないものと認めます。

採決をいたします。本案に対する委員長の報告は原案可決であります。本案は委員長の報告どおり決することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（大黒孝行君） ご異議はないものと認めます。

よって、議第50号 下田市暴力団排除条例の制定については、委員長の報告どおり、これを可決することに決定いたしました。

次に、議第51号 下田市の市長選挙記号式投票に関する条例を廃止する条例の制定についてを討論に付します。

まず、本案に対する反対の意見の発言を許します。

〔発言する者なし〕

議長（大黒孝行君） 討論はないものと認めます。

採決をいたします。

本案に対する委員長の報告は原案可決であります。本案は委員長の報告どおり決することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（大黒孝行君） ご異議はないものと認めます。

よって、議第51号 下田市の市長選挙記号式投票に関する条例を廃止する条例の制定については、委員長の報告どおり、これを可決することに決定いたしました。

次に、議第52号 用品調達基金の設置、管理及び処分に関する条例を廃止する条例の制定についてを討論に付します。

まず、本案に対する反対の意見の発言を許します。

〔発言する者なし〕

議長（大黒孝行君） 討論はないものと認めます。

採決をいたします。

本案に対する委員長の報告は原案可決であります。本案は委員長の報告どおり決することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（大黒孝行君） ご異議はないものと認めます。

よって、議第52号 用品調達基金の設置、管理及び処分に関する条例を廃止する条例の制定については、委員長の報告どおり、これを可決することに決定いたしました。

次に、議第53号 下田市附属機関設置条例の一部を改正する条例の制定についてを討論に付します。

まず、本案に対する反対の意見の発言を許します。

〔発言する者なし〕

議長（大黒孝行君） 討論はないものと認めます。

採決をいたします。

本案に対する委員長の報告は原案可決であります。本案は委員長の報告どおり決することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（大黒孝行君） ご異議はないものと認めます。

よって、議第53号 下田市附属機関設置条例の一部を改正する条例の制定については、委員長の報告どおり、これを可決することに決定いたしました。

次に、議第54号 下田市特別職の職員で非常勤の者の報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例の制定についてを討論に付します。

まず、本案に対する反対意見の発言を許します。

〔発言する者なし〕

議長（大黒孝行君） 討論はないものと認めます。

採決をいたします。

本案に対する委員長の報告は原案可決であります。本案は委員長の報告どおり決することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（大黒孝行君） ご異議はないものと認めます。

よって、議第54号 下田市特別職の職員で非常勤の者の報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例の制定については、委員長の報告どおり、これを可決することに決定いたしました。

次に、議第55号 下田市税賦課徴収条例等の一部を改正する条例の制定についてを討論に付します。

まず、本案に対する反対意見の発言を許します。

〔発言する者なし〕

議長（大黒孝行君） 討論はないものと認めます。

採決をいたします。

本案に対する委員長の報告は原案可決であります。本案は委員長の報告どおり決すること

にご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（大黒孝行君） ご異議はないものと認めます。

よって、議第55号 下田市税賦課徴収条例等の一部を改正する条例の制定については、委員長の報告どおり、これを可決することに決定いたしました。

次に、議第56号 下田市総合福祉会館の設置及び管理に関する条例及び下田市高齢者生きがいプラザ条例の一部を改正する条例の制定についてを討論に付します。

まず、本案に対する反対意見の発言を許します。

〔発言する者なし〕

議長（大黒孝行君） 討論はないものと認めます。

採決をいたします。

本案に対する委員長の報告は原案可決であります。本案は委員長の報告どおり決することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（大黒孝行君） ご異議はないものと認めます。

よって、議第56号 下田市総合福祉会館の設置及び管理に関する条例及び下田市高齢者生きがいプラザ条例の一部を改正する条例の制定については、委員長の報告どおり、これを可決することに決定いたしました。

次に、議第57号 下田市災害弔慰金の支給等に関する条例の一部を改正する条例の制定についてを討論に付します。

まず、本案に対する反対意見の発言を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（大黒孝行君） 討論はないものと認めます。

採決をいたします。

本案に対する委員長の報告は原案可決であります。本案は委員長の報告どおり決することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（大黒孝行君） ご異議はないものと認めます。

よって、議第57号 下田市災害弔慰金の支給等に関する条例の一部を改正する条例の制定については、委員長の報告どおり、これを可決することに決定いたしました。

次に、議第58号 下田市漁港管理条例の一部を改正する条例の制定についてを討論に付します。

まず、本案に対する産業厚生委員長の報告は修正可決であります。

まず、原案に対する賛成意見の発言を許します。

〔発言する者なし〕

議長（大黒孝行君） 次に、原案と委員会の修正案の両方に反対意見の発言を許します。

〔発言する者なし〕

議長（大黒孝行君） 次に、委員会の修正案に対する賛成意見の発言を許します。

2番。

〔2番 小泉孝敬君登壇〕

2番（小泉孝敬君） 議第58号 下田市漁港管理条例の一部を改正する条例に対する修正案ですが、漁港の区域内の土砂採取料または占用料の徴収表について、消費税が含まれないものと含まれる別表があります。

第15条第1項に別表第2という記載があり、また、修正案第15条2項にも別表2という記載があり、市民にとってよりわかりやすく、すっきりした修正案にするため、第15条の第1項中の「別表2に掲げる」の部分を削る修正案に賛成いたします。

以上です。

議長（大黒孝行君） ほかに討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（大黒孝行君） これをもって討論を終わります。

採決をいたします。

本案に対する委員長の報告は修正でありますので、まず、委員会の修正案について起立により採決をいたします。委員会の修正案に賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

議長（大黒孝行君） 起立多数であります。

よって、委員会の修正案は可決されました。

次に、ただいま修正議決した部分を除く原案について、起立により採決をいたします。

お諮りいたします。

修正議決した部分を除くその他の部分については、原案のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

議長（大黒孝行君） 起立多数であります。

よって、議第58号 下田市漁港管理条例の一部を改正する条例の制定については、修正議決した部分を除くその他の部分は原案のとおり可決することに決定いたしました。

次に、議第59号 下田市道路占用料等徴収条例の一部を改正する条例の制定についてを討論に付します。

まず、本案に対する反対意見の発言を許します。

〔発言する者なし〕

議長（大黒孝行君） 討論はないものと認めます。

採決をいたします。

本案に対する委員長の報告は原案可決であります。本案は委員長の報告どおり決することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（大黒孝行君） ご異議はないものと認めます。

よって、議第59号 下田市道路占用料等徴収条例の一部を改正する条例の制定については、委員長の報告どおり、これを可決することに決定いたしました。

次に、議第60号 下田駅前広場等の占用及び占用料徴収条例の一部を改正する条例の制定についてを討論に付します。

まず、本案に対する反対意見の発言を許します。

〔発言する者なし〕

議長（大黒孝行君） 討論はないものと認めます。

採決をいたします。

本案に対する委員長の報告は原案可決であります。本案は委員長の報告どおり決することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（大黒孝行君） ご異議はないものと認めます。

よって、議第60号 下田駅前広場等の占用及び占用料徴収条例の一部を改正する条例の制定については、委員長の報告どおり、これを可決することに決定いたしました。

次に、議第61号 下田市海岸保全区域管理条例の一部を改正する条例の制定についてを討論に付します。

まず、本案に対する反対意見の発言を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（大黒孝行君） 討論はないものと認めます。

採決をいたします。

本案に対する委員長の報告は原案可決であります。本案は委員長の報告どおり決することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（大黒孝行君） ご異議はないものと認めます。

よって、議第61号 下田市海岸保全区域管理条例の一部を改正する条例の制定については、委員長の報告どおり、これを可決することに決定いたしました。

次に、議第62号 下田市普通河川条例の一部を改正する条例の制定についてを討論に付します。

まず、本案に対する反対意見の発言を許します。

〔発言する者なし〕

議長（大黒孝行君） 討論はないものと認めます。

採決をいたします。

本案に対する委員長の報告は原案可決であります。本案は委員長の報告どおり決することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（大黒孝行君） ご異議はないものと認めます。

よって、議第62号 下田市普通河川条例の一部を改正する条例の制定については、委員長の報告どおり、これを可決することに決定いたしました。

次に、議第63号 下田市消防団員等公務災害補償条例の一部を改正する条例の制定についてを討論に付します。

まず、本案に対する反対意見の発言を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（大黒孝行君） 討論はないものと認めます。

採決をいたします。

本案に対する委員長の報告は原案可決であります。本案は委員長の報告どおり決することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（大黒孝行君） ご異議はないものと認めます。

よって、議第63号 下田市消防団員等公務災害補償条例の一部を改正する条例の制定については、委員長の報告どおり、これを可決することに決定いたしました。

ここで10分間休憩をいたします。

午前10時59分休憩

午前11時 9分再開

議長（大黒孝行君） 休憩を閉じ会議を再開いたします。

次に、議第64号 平成23年度下田市一般会計補正予算（第6号）を討論に付します。

まず、本案に対する反対意見の発言を許します。

〔発言する者なし〕

議長（大黒孝行君） 討論はないものと認めます。

採決をいたします。

本案に対する委員長の報告は原案可決であります。本案は委員長の報告どおり決することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（大黒孝行君） ご異議はないものと認めます。

よって、議第64号 平成23年度下田市一般会計補正予算（第6号）は、委員長の報告どおり、これを可決することに決定いたしました。

次に、議第65号 平成23年度下田市稲梓財産区特別会計補正予算（第2号）を討論に付します。

まず、本案に対する反対意見の発言を許します。

〔発言する者なし〕

議長（大黒孝行君） 討論はないものと認めます。

採決をいたします。

本案に対する委員長の報告は原案可決であります。本案は委員長の報告どおり決することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（大黒孝行君） ご異議はないものと認めます。

よって、議第65号 平成23年度下田市稲梓財産区特別会計補正予算（第2号）は、委員長の報告どおり、これを可決することに決定いたしました。

次に、議第66号 平成23年度下田市国民健康保険事業特別会計補正予算（第3号）を討論に付します。

まず、本案に対する反対意見の発言を許します。

〔発言する者なし〕

議長（大黒孝行君） 討論はないものと認めます。

採決をいたします。

本案に対する委員長の報告は原案可決であります。本案は委員長の報告どおり決することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（大黒孝行君） ご異議はないものと認めます。

よって、議第66号 平成23年度下田市国民健康保険事業特別会計補正予算（第3号）は、委員長の報告どおり、これを可決することに決定いたしました。

次に、議第67号 平成23年度下田市介護保険特別会計補正予算（第2号）を討論に付します。

まず、本案に対する反対意見の発言を許します。

〔発言する者なし〕

議長（大黒孝行君） 討論はないものと認めます。

採決をいたします。

本案に対する委員長の報告は原案可決であります。本案は委員長の報告どおり決することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（大黒孝行君） ご異議はないものと認めます。

よって、議第67号 平成23年度下田市介護保険特別会計補正予算（第2号）は、委員長の報告どおり、これを可決することに決定いたしました。

次に、議第68号 平成23年度下田市後期高齢者医療特別会計補正予算（第2号）を討論に付します。

まず、本案に対する反対意見の発言を許します。

〔発言する者なし〕

議長（大黒孝行君） 討論はないものと認めます。

採決をいたします。

本案に対する委員長の報告は原案可決であります。本案は委員長の報告どおり決することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（大黒孝行君） ご異議はないものと認めます。

よって、議第68号 平成23年度下田市後期高齢者医療特別会計補正予算（第2号）は、委員長の報告どおり、これを可決することに決定いたしました。

次に、議第69号 平成23年度下田市集落排水事業特別会計補正予算（第2号）を討論に付します。

まず、本案に対する反対意見の発言を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（大黒孝行君） 討論はないものと認めます。

採決をいたします。

本案に対する委員長の報告は原案可決であります。本案は委員長の報告どおり決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（大黒孝行君） ご異議はないものと認めます。

よって、議第69号 平成23年度下田市集落排水事業特別会計補正予算（第2号）は、委員長の報告どおり、これを可決することに決定いたしました。

次に、議第70号 平成23年度下田市下水道事業特別会計補正予算（第2号）を討論に付します。

まず、本案に対する反対意見の発言を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（大黒孝行君） 討論はないものと認めます。

採決をいたします。

本案に対する委員長の報告は原案可決であります。本案は委員長の報告どおり決することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（大黒孝行君） ご異議はないものと認めます。

よって、議第70号 平成23年度下田市下水道事業特別会計補正予算（第2号）は、委員長の報告どおり、これを可決することに決定いたしました。

次に、議第71号 平成23年度下田市水道事業会計補正予算（第3号）を討論に付します。

まず、本案に対する反対意見の発言を許します。

〔発言する者なし〕

議長（大黒孝行君） 討論はないものと認めます。

採決をいたします。

本案に対する委員長の報告は原案可決であります。本案は委員長の報告どおり決することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（大黒孝行君） ご異議はないものと認めます。

よって、議第71号 平成23年度下田市水道事業会計補正予算（第3号）は、委員長の報告どおり、これを可決することに決定いたしました。

次に、議第72号 下田市職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の制定についてを討論に付します。

まず、本案に対する反対意見の発言を許します。

〔発言する者なし〕

議長（大黒孝行君） 討論はないものと認めます。

採決をいたします。

本案に対する委員長の報告は原案可決であります。本案は委員長の報告どおり決することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（大黒孝行君） ご異議はないものと認めます。

よって、議第72号 下田市職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の制定については、委員長の報告どおり、これを可決することに決定いたしました。

次に、議第73号 平成23年度下田市一般会計補正予算（第7号）を討論に付します。

まず、本案に対する反対意見の発言を許します。

〔発言する者なし〕

議長（大黒孝行君） 討論はないものと認めます。

採決をいたします。

本案に対する委員長の報告は原案可決であります。本案は委員長の報告どおり決することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（大黒孝行君） ご異議はないものと認めます。

よって、議第73号 平成23年度下田市一般会計補正予算（第7号）は、委員長の報告どおり、これを可決することに決定いたしました。

次に、議第74号 平成23年度下田市国民健康保険事業特別会計補正予算（第4号）を討論に付します。

まず、本案に対する反対意見の発言を許します。

〔発言する者なし〕

議長（大黒孝行君） 討論はないものと認めます。

採決をいたします。

本案に対する委員長の報告は原案可決であります。本案は委員長の報告どおり決することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（大黒孝行君） ご異議はないものと認めます。

よって、議第74号 平成23年度下田市国民健康保険事業特別会計補正予算（第4号）は、委員長の報告どおり、これを可決することに決定いたしました。

次に、議第75号 平成23年度下田市介護保険特別会計補正予算（第3号）を討論に付します。

まず、本案に対する反対意見の発言を許します。

〔発言する者なし〕

議長（大黒孝行君） 討論はないものと認めます。

採決をいたします。

本案に対する委員長の報告は原案可決であります。本案は委員長の報告どおり決することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（大黒孝行君） ご異議はないものと認めます。

よって、議第75号 平成23年度下田市介護保険特別会計補正予算（第3号）は、委員長の報告どおり、これを可決することに決定いたしました。

次に、議第76号 平成23年度下田市下水道事業特別会計補正予算（第3号）を討論に付します。

まず、本案に対する反対意見の発言を許します。

〔発言する者なし〕

議長（大黒孝行君） 討論はないものと認めます。

採決をいたします。

本案に対する委員長の報告は原案可決であります。本案は委員長の報告どおり決することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（大黒孝行君） ご異議はないものと認めます。

よって、議第76号 平成23年度下田市下水道事業特別会計補正予算（第3号）は、委員長の報告どおり、これを可決することに決定いたしました。

次に、議第77号 平成23年度下田市水道事業会計補正予算（第4号）を討論に付します。

まず、本案に対する反対意見の発言を許します。

〔発言する者なし〕

議長（大黒孝行君） 討論はないものと認めます。

採決をいたします。

本案に対する委員長の報告は原案可決であります。本案は委員長の報告どおり決することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（大黒孝行君） ご異議はないものと認めます。

よって、議第77号 平成23年度下田市水道事業会計補正予算（第4号）は、委員長の報告どおり、これを可決することに決定いたしました。

次に、請願第2号 下田市議会議員の定数と報酬の削減を求める請願を討論に付します。

まず、請願に対する賛成意見の発言を許します。

14番。

〔14番 大川敏雄君登壇〕

14番（大川敏雄君） 下田市須崎926番地 土屋磯雄さん外7,802名の市民から提出された請願第2号 下田市議会議員の定数と報酬の削減を求める請願を採択すべきであるという立場から意見を申し上げます。

請願署名活動を中心となって推進してきました土屋磯雄様外3名の総務文教常任委員会に参考人として出席いただきました皆さん方は、今なぜ議員の定数と報酬の削減を求めるかという第一の理由として、去る3月11日の東日本大震災は、長年にわたり市内経済が低迷しつつある中であって市民生活や地域経済をどん底に陥れたことに加えて、平成18年からの集中改革プランの展開によりやや好転しつつあった下田市の財政状況を再び悪化させているという現状認識に立って、財政健全化に向けてさらなる議会の経費節減を図ることとあわせ、より一層の少数精鋭を目指した効率的な議会運営を推進することが必要だと考えたからだと思うのであります。

請願代表の皆さんが指摘しているように、東日本大震災や計画停電により、4月には伊豆急下田駅降車人員が6割減となりました。下田ロープウエーでは7割減等々、軒並みに観光施設が大きな打撃を受けたのであります。さらには、6月のあじさい祭りは入り込み客数が前年比26%減、夏の海水浴は入り込み客数が前年比28%減と、全く不調に終わったわけであります。

加えて、市内の旅館、ホテルを初め観光関連業者におきましては、借り入れ金額は本定例会における補正予算においても明らかなように増大し、当市の中核産業である観光産業は厳しい状況に立たされております。

一方、市民生活におきましては、失業保険の受給者がハローワーク下田管内におきまして震災前月までは月平均約300名程度であったものが、震災後は約600名と2倍に増加していると聞いているわけであります。また生活保護におきましては、平成22年度末の保護率が県下23市中第3位と高い状態が続いている中、本年10月には被保険世帯は260世帯と相なりまして、その結果、生活保護扶助費は本定例会におきまして約4,800万の増額補正をし5億800万円となり、いよいよ5億円の大台を超えたのであります。市民生活は一段と厳しい状況となっていると思われまます。

本日、東日本大震災後の下田市の財政状況におきましても市民税、入湯税等市税収入の減額が見込まれておりますし、本年3月の人口が2万4,883人、ついに2万5,000人を割り込みましたが、このことは国からの普通交付税の減額の要因となると思われるわけであります。さらには今回の補正では、国民健康保険事業特別会計に対しまして一般会計から赤字補てん分として6,000万を繰り出すという結果に相なっております。

以上のように下田市の財政状況、市内経済や市民生活が一段の落ち込んでいる現状を直視して、市民目線に立って定数と報酬の削減をすることは適切な判断と思われるからでありま

す。

第二の理由としては、議員の定数と報酬を静岡県内の東部地区及び人口や産業面において類似している市町における実態を比較した場合、削減を図る必要性があると指摘しておるのであります。

現在の議員定数14名は平成19年3月定例会におきまして私が提案させていただいたものであり、そのときは賛成15名、反対2名の賛成多数をもって可決され、条例化されたものであります。

本年3月末現在の人口をベースに議員1人当たりの人口を比較してみますと、当市は約1,800人です。観光地伊東市は3,300名、熱海市は2,300名であります。また、平成のこの合併によりまして誕生いたしました市におきましては、伊豆市以外は御前崎市、菊川市、伊豆の国市及び牧之原市は約2,200人から2,900名であります。県内の町におきましても、清水町、長泉町、函南町、吉田町はそれぞれ約2,000人から2,600人となっているわけであります。さらには、関東及び静岡県との隣接県におきまして、2010年、昨年でございますが、定数を制定している5万未満の市におきまして圧倒的に2,000人を超えているところが多いのが実情であります。以上のことから、定数を削減することは妥当と思うわけであります。

議員報酬におきましても、ただいまご紹介をさせていただきました人口数で類似している他の市町と比較した場合、やや高い水準にあると思われれます。

下田市の議会におきましては、財政健全化を目指した集中改革プランに呼応し、平成18年度、議員期末手当の20%カットを行いました。現在の下田市の現況は、先ほども申し上げましたとおり、下田市の財政状況、市内経済、そして市民生活におきましてこの当時より厳しい状況に置かれているという認識が私は正しいと思うのであります。したがって議員報酬を削減することが妥当と考えるわけであります。

よって、本請願を採択することに賛成いたします。

以上です。

議長（大黒孝行君） 次に、反対意見の発言を許します。

1番。

〔1番 竹内清二君登壇〕

1番（竹内清二君） 請願第2号 下田市議会議員の定数と報酬の削減を求める請願に対し、総務文教委員会での協議の経緯及び今回の委員会での不採択の結果に賛成するものとして討論いたします。

12月15日に、請願代表者土屋磯雄氏を初め4名の参考人の皆様をお招きし、約40名の市民の皆様の傍聴を賜りながら委員会を開催いたしました。この中で、4名の皆様にそれぞれ今回の請願理由についてお伺いいたしました。

先ほど大川議員がおっしゃられたとおり、大変に厳しい経済状況。この中、今の14名は本当に必要な議員活動を行っているのか、活動の実態が全く市民に見えていない、あるいは届いていないというこういった苦言、あるいは市民の代弁者たる議員として市政に市民のニーズがしっかりと反映されていない、この現実へのいら立ち、この4月に行われました選挙、14名中16名の立候補者という競争意識の欠落への不満あるいは我々議員の活動そのものの不透明さに対する疑問など、私たち議員に対する苦言あるいは提言とともに現状の悲鳴にも似た経済状況等の苦しみの声を数多く承りました。

請願文に記載されております内容と、また請願文に記載されていないいわゆる行間の思い、今回4名の皆様から賜りました行間の思いに対しては、我々はしっかりと真摯に受けとめ、猛省し、これを解決するための議論はより一層必要かと考えます。

しかしながら、今回の請願文の趣旨である議員の定数減かつ報酬の減の早急な実現によって導き出される結果が、先ほど大川議員がおっしゃられた今、市民の皆さんが苦しんでおられるこの経済苦境からの脱却に果たして結びつくのでしょうか。厳しい財源に対し安定した税収の確保に導く手段に定数と報酬の減がつながるのでしょうか。

今突きつけられている諸問題、地域経済の再生と税収の保全に導く議員としての果たすべき役割は、もっとほかにあるのではないのでしょうか。報酬を減らせば、定数を減らせばこの問題の解決につながるということは到底思われません。ややもすると、本来我々が行うべき責務からの回避ともとらえられかねません。

委員会では、請願文に対する矛盾点を数多く指摘されております。おおよそ2万5,000人の人口を抱えた国内各地の他市の現状と比較した場合、定数14がむしろ低い水準であること、あるいは報酬に関しても、平成の大合併で比較的多くの議員を抱えているほかの合併後の市を除けば14という数字が低水準にあるということ、私も今回の議論の中で判明したことがたくさんありました。昨今全国的に取りざたされておる議員報酬あるいは定数の削減の動きを下田市は以前からいち早く取り組んできたという、この実態も明るみになりました。

また、政務調査費や選挙立候補時における助成金など、下田市も他市と比較していち早くカットに踏み切っております。あるいは、これが参考人から指摘を受けております議員の活動不足あるいは選挙における競争原理の低下、こういった不満の要素になっているのかもし

れません。しかし私は、請願文に記載されている他の自治体との比較は、何ら今の議員の定数、報酬の適正な数値を導く手段にはならないと思っております。

地理形状も経済構成も、あるいはそこに住まう人々も全く異なるほかの自治体と比較して多いや少ないという議論ではなく、今の下田市にとって適正な人数は何人必要なのか、下田市の活性、市民の有益となる議員の活動内容あるいは資質とは一体何なのか、その活動に対する助成すなわち報酬は幾らが適切なのか十分に議論すべきであり、これからしっかりとこれは我々も考えていかなければなりません。

しかしながら、今回の請願にうたわれている経済状況及び財源不足を理由とした財源ありきの、削減ありきの議論では、抜本的な解決には到底結びつかず、今回の請願は不採択が妥当と考えざるを得ません。

結びに、さきに述べましたとおり、今回参考人の皆様からいただきました願意、請願文章とは乖離している部分もありますが、この文面、これを十分我々は認識しなければいけません。今回の不採択、これは結果だけを抽出されれば、ややもすると私自身も、何だ新人のあいつもやっぱり給料欲しさにやっているんじゃないかと誤解されかねない結果となるおそれもあります。しかし、請願文章内容はともかく、7,803名の願意の中にある行間の思いを、さきに述べた我々議員の疑問を我々はしっかりと受けとめ、これを解決していく、これが給料泥棒とのやゆの声を晴らしていく今回のきっかけになる、そう考えております。

14名の日頃の皆様のご尽力、この現状をしっかりと市民の皆様が発信してまいりましょう。民意の収集により、一層その声を市政当局の執行にしっかりと伝えて、反映できるように導いてまいりましょう。私たち、与えられた責務あるいは権利は存分に発揮できるもっともっと可能性があります。議員ってやっぱり必要なんだと感じさせ、次の世代も代表者たる人物がどんどんこの議会に名乗りを上げていく、そんな体制をこの14名でつくってまいりましょう。

我々自身の資質向上と議会運営の改革をより一層進める、このことを約束しまして、今回の請願の不採択のきっかけとなることを切に願い、討論を終わります。

議長（大黒孝行君） ほかに討論はありませんか。

10番。

〔10番 田坂富代君登壇〕

10番（田坂富代君） 竹内議員と同様、請願第2号 下田市議会議員の定数と報酬の削減を求める請願について、反対する立場、不採択に賛成する立場で意見を述べさせていただきます。

たいと思います。

地方自治法、下田市会議規則に基づき、1人の紹介議員があれば1人で請願を出すことができます。それにもかかわらずたくさんのご署名を集められたご苦労に対し、敬意を表したいと思います。本当にご苦労さまでございました。

総務文教常任委員会に付託された請願ですが、その審査において、請願代表者から意見を聴取するため、参考人として来ていただきました。

私は、この市議会の中でただ一人、参考人経験者でございます。委員会当日は傍聴人も多く見えられ、かつてのリープロ住民投票を求める請願で参考人招致された私としては非常に感慨深いものがございました。

それでは、提出された請願書について幾つか疑義がございますので、指摘をさせていただきながら私の意見を述べさせていただきたい。このように思います。

1つ目は、4月には下田市議会議員選挙が行われましたが、議員定数は平成19年に定められたままの14人でしたとありますが、平成19年の改正後、この4月の選挙まで請願あるいは要望、こういうものが上がってきていなかったのではないのかなというふうに記憶しております。少なくとも議会で議論する状況ではなかったということです。

議員報酬も議員定数も現在条例で定められている内容で選挙を行いました。議員報酬29万、定数14人というこの条件でだれを選ぶのか、だれに4年間を任せるのかという意思を市民自らが示したものです。かみ砕いて言えば、選挙において議員報酬、定数の削減を私は公約にはしていません。あくまでも現在与えられた条件の中で、この公約を掲げます、どうか私に1票を投じてください、私に働かせてください、こう問うて今ここにおります。それが私を選んでくださった皆さんとの4年間の約束なのです。

2つ目に、下田市の議員報酬は人口数の実態からすれば他の市町の報酬と比較した場合、高い水準にあると思われましてということについてでございます。

市民の皆さんに一議員として知っていただきたいのは、先ほど竹内議員も指摘されておりましたが、下田市においては、議員が活動するための費用は全くと言っていいほどないということです。議員としての資質を高めさまざまな新しい課題に取り組んでいくとき、学びほど大切なものではありません。しかし、政務調査費はない、つまり議員報酬で賄っていくということになります。学べば学ぶほど苦境に追い込まれます。

また、議会図書室の書籍、これも地方自治法の逐条解説と行政事例だけが追加されていますが、必要とされる専門書は議員それぞれの報酬の中で賄っています。議員それぞれが行う

議員報告等の通信も報酬で賄う。報酬とは直接関係ありませんが、選挙の公費負担も公選はがきだけで、すべて自分持ちです。これでは女性の政治参画はますます遠くなっていきます。これだけのことを報酬で賄っていく中で、報酬が高い水準にあるとは言えないのです。むしろ低い。このような状況では、下田の未来を担う若い人たちが政治家参画できるわけもないのです。

「議員の定数及び報酬の削減を議会で検討し、早期に実施することをお願いいたします」とありますが、私はむしろ報酬を上げ、若い世代、子育て世代が議員として活躍できるように場を整えていく、そういう必要があるのではないかと考えています。

3つ目に、平成18年からの財政健全化、集中改革プランのことについて触れられております。議会は平成18年に議員期末手当を20%カットしただけとも言っています。

忘れてはならないことは、なぜ財政健全化をしなくてはならなかったかということです。下田市の大きな借金は、当時の当局が財政をしっかり見ないで予算を提案したこと、そして当時の議会が甘いチェックをしてきたから膨らんだ借金であったということを忘れてはなりません。市民要望にこたえるという名のもとでベ이스テージを初め箱物施設を次々とつくり続け、国保の赤字繰り出しもしてきました。そして今、議会費の中で大きなウエートを占めているのは議員年金の共済費であります。平成23年度は4,300万円余り、実に3分の1に上ります。

地方議員年金は破綻しております。ここにいる議員の大半は年金として受け取れません。なぜ共済費が出ているのかというと、今年金をもらっている元議員の方々のために税金で負担をしているのです。これは、もらう方の連れ合いがいなくなるまでずっと続きます。請願代表者を初め数名の元議員が請願をされている、このことに対して疑問を持たずにはいられません。下田市の財政が危機に追い込まれた責任の一端があるからです。夕張市になってしまう、乾いたぞうきんを絞るような財政健全化に追い込んだ責任の一端があるからです。

私たちは未来を見て仕事をしています。子供たちにつないでいく下田を残すために、ともすると今の有権者の皆さんには不利益なこと、我慢を強いることばかりを議決していかなくてはならなくなるでしょう。それはある意味、大きな勇気を必要とします。耳の痛い話もたくさん聞くことになるでしょう。今回の請願について私の思いの一端を言葉にするならば、ポピュリズムを否定するわけではない、耳を傾けなくては政治の場にいる者として失格なのだ、しかしデマゴーグは受け入れられないということです。

いろいろと私の考え方を述べてきましたが、下田市議会は未来の下田に対して、下田をつ

ないでいくであろう子供たちに対して責任を持つ議決、判断をしていかななくてはなりません。行政のすべきこと、民間がしっかりやらなくてはならないこと、参考人の話を聞けば聞くほど私の疑義は大きくなってまいりました。定数と報酬だけではなく、もっと多角的な議論をしていかななくてはなりません。

日本は法治国家であります。二元代表制というシステムの中で、あくまでも地方自治法に定められている議会の権限の範囲内で法令を遵守した形で、市民に求められている議会のあり方、本来あるべき議会のあり方を真摯に追求すべきことなのだと思います。

以上のような観点から、議員定数と報酬を減ずることが真に市民の利益になるとは判断できないため、不採択に賛成するものであります。

議長（大黒孝行君） ほかに討論はありますか。

7番。

〔7番 沢登英信君登壇〕

7番（沢登英信君） 土屋磯雄さん初め多くの方々が8,000人からの署名をお集めになったと、この点については大変敬意を表したいと思うわけであります。

しかし、その署名の内容が、本当に皆さんが参考人の会議の中で訴えられた生活の困難さ、苦境、こういう状態を解決することになるのかといいますと、多くの議員がそういうことにはならないという判断を委員会の中でもされているわけであります。

大川議員が立候補の政策の大きな柱として議員定数の削減、報酬の削減を市民に訴えられた、こういうことがあるわけです。先輩議員としまして、非常にそういう点では残念である。議会制民主主義をないがしろにするような方向に多くの市民の皆さんに訴えられたと、こういうことにつながっていくのではないかと思うわけです。

私が言うまでもなく、地方自治法に基づきまして市長、当局は予算を編成し、住民から税を徴収し、あるいは手数料負担金を、そういう中で市民のために行政を進める、しかし市長は議会の議決を経なくてはその実行がかなわない、言うまでもなくこういう仕組みになっているわけです。そうしますと、議員は各階層、各地域、下田市全体の立場に立って判断をするとともに、地域代表であり、あるいは階層、性別代表であり、いろんな側面を持っているわけであります。

地方自治法の中では、3万人以下は26人の以下の定数にしなさい、こういう枠組みの中でそれぞれ議論をしてきて今日の14人の定数になっていると、3委員会ありましたのが残念ながら2委員会でしかない、こういう形態になっているわけでありますので、議会のあり方

や市当局と議会の議論のあり方に大きく定数や報酬の問題がかかわってくるわけであります。

今の状態でも、多くの議員の皆さんが年金受給者であったりあるいはご商売をほかに持っている、こういう人しか残念ながら議員になれない、経済的な保障がない、こういう形になっているわけであります。参考人の意見の中にも、議員が一つの職業として位置づけられてもいいんだと、こういうご発言もあったかと思いますが、下田市の議員を構成している実態は残念ながらそういう状態ではないと。29万でもそういう状態には実質的には20万ちょっとの月の歳費ということになろうかと思えます。

議員活動をする、自分の政策を月々発表していく、議会報告をしていく、こういうことを考えますと、やはり決して多い歳費をもらっているわけではないと、こういうぐあいに言えると思えますし、むしろ多くの観光業や市民の方々が生活が大変だという訴えを参考人の方々がされました。そういう問題を解決していく議員を業界の代表として議会に送り出していくという、民主主義をより一層発展させる方向に力を注ぐべきであろうし、そうあってほしいと私は思うわけであります。

今日の不況はインフレではないと、デフレスパイラルと言われているわけです。ますます賃金を低く、ますます経済の枠組みを小さくしていく、こういう状態であってはこの不況を解決できないということはだれの目にも明らかであろうかと思うわけです。議員は少なければ少ないほどいい、歳費は少なければ少ないほどいいんだという議論は大きな間違いをそこには含んでいると。給与についても定数につきましても、それぞれ審議するべきところにおきまして審議をして現在の形に落ちついているんだと、こういう観点から、市政の活性化、そして市政のチェックをきっちりとしていくということが必要であるということは当然のことであろうかと思えます。

それぞれの本日の議決を見ましても、やむを得ないものと見る、この表現はおかしいんじゃないかと。当局の提案を追認するだけではないかと。表現上は私もこの表現は適当ではないと改めるべきだとは考えておりますけれども、内容がそのことによって違って来るわけではないという現状があらうかと思えます。

議員も、それぞれ条例の提案を私も何本かしてまいりました。先輩議員の小林氏、海水浴場条例を当局が出し渋っている中で、これはぜひとも下田市に必要なものだということで議員提案をされました。多くの条例改正案も、議員の提案は当局が受け入れて当局提案として出していくという方向づけもあるわけであります。

林道管理条例、つい先日のことであります。そしてまた、ヒノキ沢林道の産廃問題は下田

市の環境にとって大変大きな課題であったかと思えます。当局任せにせず、それぞれの議員の立場から、住民の立場から運動をされてきたと思うわけであります。

そういう点からいいましても、定数減と歳費の削減に誤って意見を集中していくようなあり方というのは議会制民主主義を全くないがしろにする、こういう危険を大きくはらんでいるものでございますので、この請願は、大変市民の皆さんが深刻な状態に置かれていると、これを解決しなければならんという自覚は議員として強く持つものでありますが、請願の内容を採択するわけにはいかないと、これは不採択とすべき内容のものであると、こう判断するものであります。

以上です。

議長（大黒孝行君） ほかに討論はありませんか。

〔発言する者なし〕

議長（大黒孝行君） 討論はないものと認めます。

採決をいたします。

本請願に対する委員長の報告は不採択とすべきものであります。本請願は委員長の報告どおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

議長（大黒孝行君） 起立多数であります。

よって、請願第2号 下田市議会議員の定数と報酬の削減を求める請願は、委員長の報告どおり、これを不採択とすることに決定いたしました。

発議第6号の上程・説明・質疑・討論・採決

議長（大黒孝行君） 次は、日程により、発議第6号 議会改革特別委員会の設置についてを議題といたします。

提出者の説明を求めます。

3番。

〔3番 伊藤英雄君登壇〕

3番（伊藤英雄君） 発議第6号 議会改革特別委員会の設置について。

下田市における議会改革に関する総合的な調査研究を行うことを目的とする特別委員会の設置を別紙のとおり、会議規則第14条の規定により提出いたします。

平成23年12月20日提出。

提出者、下田市議会議員、伊藤英雄。以下敬称を省略させていただきます。賛成者、下田市議会議員、岸山久志、下田市議会議員、小泉孝敬、下田市議会議員、沢登英信、下田市議会議員、藤井六一、下田市議会議員、大川敏雄、下田市議会議員、鈴木 敬、下田市議会議員、土屋 忍。

提案理由。

下田市の議会改革に関する調査研究を行うため。

議会改革特別委員会の設置について。

地方自治法第110条及び下田市議会委員会条例第6条の規定により、下記のとおり特別委員会を設置するものとする。

記。

- 1．名称、議会改革特別委員会。
- 2．委員の定数、7名。
- 3．調査事項、議会改革の総合的な調査研究に関する事項。
- 4．委員の任期、1年間とする。
- 5．設置期間、当該調査事項の目的が達成されるまで設置するものとし、議会閉会中もなお調査研究のため活動できるものとする。

平成23年12月20日。

静岡県下田市議会。

以上で説明を終わります。よろしくご審議のほどお願い申し上げます。

議長（大黒孝行君） 提出者の説明が終わりました。

本案に対する質疑を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（大黒孝行君） 質疑はないものと認めます。

ご苦労さまでした。提出者は自席へお戻りください。

お諮りいたします。

本案は委員会に付託することを省略いたしたいと思います。これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（大黒孝行君） ご異議はないものと認めます。

よって、委員会付託は省略することに決定いたしました。

これより討論、採決を行います。

まず、反対意見の発言を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（大黒孝行君） 討論はないものと認めます。

採決をいたします。

本案は原案のとおり決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（大黒孝行君） ご異議はないものと認めます。

よって、発議第6号 議会改革特別委員会の設置については、原案のとおり可決することに決定いたしました。

ただいま議会改革特別委員会を設置することが決定いたしました。

ここで、議会改革特別委員会の議員の選任を行います。

特別委員会の選任につきましては、委員会条例第8条第1項の規定により、議長が会議に諮って指名することになっております。

議長において指名をさせていただきます。

議会改革特別委員会委員に、1番 竹内清二君、2番 小泉孝敬君、3番 伊藤英雄君、4番 土屋雄二君、5番 鈴木 敬君、6番 岸山久志君、11番 土屋 忍君、以上7名を指名したいと思います。これにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（大黒孝行君） ご異議はないものと認めます。

よって、ただいま指名いたしました諸君を議会改革特別委員会の委員に選任することに決定いたしました。

ここで、ただいま選任されました議会改革特別委員会の正副委員長を互選していただくため、委員会を開催していただきたいと思っております。委員の方は第1委員会室にお集まりください。

ここで暫時休憩をいたします。

午後 0時 1分休憩

午後 0時 7分再開

議長（大黒孝行君） 休憩を閉じ会議を再開いたします。

休憩中、議会改革特別委員会を開催し、正副委員長の互選をいたしました結果、委員長に

鈴木 敬君、副委員長に土屋 忍君が選任されましたので、ご報告いたします。

発議第5号の上程・説明・質疑・討論・採決

議長（大黒孝行君） 次は、日程により、発議第5号 国民生活の安心と向上を図る各種基金事業の継続を求める意見書の提出についてを議題といたします。

提出者の説明を求めます。

3番。

〔3番 伊藤英雄君登壇〕

3番（伊藤英雄君） 発議第5号 国民生活の安心と向上を図る各種基金事業の継続を求める意見書の提出について。

地方自治法第99条の規定により、国民生活の安心と向上を図る各種基金事業の継続を求める意見書を別紙により、内閣総理大臣、厚生労働大臣、文部科学大臣、内閣府特命担当大臣（少子化対策担当）に提出するものとする。

平成23年12月20日提出。

提出者、下田市議会議員、伊藤英雄。以下、敬称を省略させていただきます。賛成者、下田市議会議員、岸山久志、下田市議会議員、小泉孝敬、下田市議会議員、沢登英信、下田市議会議員、藤井六一、下田市議会議員、大川敏雄、下田市議会議員、鈴木 敬、下田市議会議員、土屋 忍。

提案理由。

医療や介護の充実、子育て支援の強化などに対する各種基金制度の継続を求めるため。

国民生活の安心と向上を図る各種基金事業の継続を求める意見書。

安心社会を構築するため、医療や介護の充実、子育て支援の強化などに対する各種基金制度が設けられ、地方自治体における迅速かつ柔軟な取り組みに対して支援が行なわれてきました。しかし、こうした基金事業の多くが今年度限りで終了します。

特に、下記に掲げる基金については、多くの関係者から事業継続を求める声が上がっています。国民生活の安心と向上を図る上からも、こうした基金及び基金事業を継続するよう、政府に強く求めます。

記。

一、子宮頸がん等ワクチン接種緊急促進臨時特例基金。

地方自治体における子宮頸がん予防ワクチン、H i bワクチン、小児用肺炎球菌ワクチン

の接種事業を財政支援する基金であり、ワクチン接種について予防接種法の対象疾病に位置付ける法改正が実現するまで継続すべきである。

一、安心子ども基金及び妊婦健康診査支援基金。

保育所や放課後児童クラブなどの整備を後押しする安心子ども基金及び妊婦健診の負担軽減を図る妊婦健診支援基金について政府は、新たに創設する子ども・子育て新システムの中で対応するとしているが、具体的な中身が明らかになっておらず、当面は基金事業による対応が現実的であり、継続すべきである。

一、介護職員処遇改善等臨時特例基金。

介護職員の賃金引き上げなどを行うための基金として創設し、今年度末まで予算措置されているが、来年度以降の対応は、引き続き基金事業によるのか介護報酬によるのか、方向性がまだ見えていない。介護職員の処遇改善は極めて重要な課題であり、介護報酬で手当できない場合は、既存の基金を積み増しし、着実に賃金引き上げなどに充てられるよう措置すべきである。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

平成23年12月20日。

静岡県下田市議会。

以上で説明を終わります。よろしくご審議のほどお願い申し上げます。

議長（大黒孝行君） 提出者の説明は終わりました。

本案に対する質疑を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（大黒孝行君） 質疑はないものと認めます。

ご苦労さまでした。提出者は自席へお戻りください。

お諮りいたします。

本案は委員会に付託することを省略いたしたいと思います。これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（大黒孝行君） ご異議はないものと認めます。

よって、委員会付託を省略することに決定いたしました。

これより討論、採決を行います。

まず、反対意見の発言を許します。

〔発言する者なし〕

議長（大黒孝行君） 討論はないものと認めます。

採決をいたします。

本案は原案のとおり決することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（大黒孝行君） ご異議はないものと認めます。

よって、発議第5号 国民生活の安心と向上を図る各種基金事業の継続を求める意見書の提出については、原案のとおり可決することに決定いたしました。

議長（大黒孝行君） 以上で、本定例会に付議されました案件の審議はすべて終了いたしました。

これをもって平成23年12月下田市議会定例会を閉会といたします。

ご苦労さまでございました。

午後 0時13分閉会